

仙台都心地域都市再生緊急整備地域準備協議会設置要綱

(令和元年8月19日市長決裁)

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による申出（以下「申出」という。）をするに当たり、有識者等の意見を反映させるため、仙台都心地域都市再生緊急整備地域準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、申出に係る次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域として政令で定められる地域の区域に関する事
- (2) 法第15条第1項に規定する地域整備方針に関する事
- (3) その他法第1条に規定する都市の再生に関し必要な事項に関する事

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係機関又は本市の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から申出の日までとする。

(座長)

第4条 協議会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市整備局計画部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年8月19日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、申出の日限り、その効力を失う。